

前橋地方裁判所委員会（第41回）議事概要

第1 日時 令和5年7月7日（金）午後1時30分から午後3時20分まで

第2 場所 前橋地方裁判所裁判員候補者室

第3 出席者（委員・五十音順、敬称略）

（委員）

岩崎泰人、小淵紀久男、清野憲一、釘島伸博、小林一雅、紺正行、齊藤啓昭、佐藤裕子、田尻洋子、田中芳樹、樋口努、三澤紘一郎

（説明者）

山下博司（前橋地裁判事）、黒田真紀（前橋地裁判事）、前橋地裁裁判員調整官

（庶務等）

前橋地裁刑事首席書記官、同次席書記官、同事務局長、同事務局次長、同総務課長、同総務課課長補佐（総務担当）、同総務課庶務係長

（傍聴者）

報道関係者2名

第4 議題

裁判員制度について～裁判員の年齢引下げ～

第5 議事等

1 開会

2 新任委員の紹介（小林委員、紺委員、田中委員、橋本委員）

3 裁判員制度について～裁判員の年齢引下げ～

(1) 前橋地裁裁判員調整官から裁判員選任手続について説明した。

(2) 第2質問手続室を見学した。

(3) 1号法廷を見学した。

(4) 裁判員裁判を傍聴した。

委員 二つお伺いしたいと思います。送っていただいたDVDを拝見して、検察官の方と弁護人の方が理由を挙げずに裁判員に選ばれないように請求することができるというような話があったと思うんですが、結構な頻度であるのかということがお聞きしたいのと、あとは判断能力とか、そういう理由が大きいのかなというのが気になりました。

二つ目は、最後6名を選ぶとき、PCで、くじでという話だったんですが、本当に完全な

無作為抽出なのかというのを伺いたいと思います。

説明者 理由なし不選任のほうは本当に裁判官にすら理由も示されないので、そこはむしろ弁護士の先生とか検察官の先生にお伺いできればと思っております。

くじのほうは本当に無作為の抽選です。ですので、性別、年齢等の条件は全く付けておりません。

委員 元々、理由なしの忌避というのはアメリカでかなり法廷戦術として使われてるものなんです。人種とか宗教とか、そういうのも対立が非常に強いので、黒人が被告人の場合とか、白人が被告人の場合にはいろいろ戦略的に忌避を使って、自分たちの望むような評議、あるいは評議結果が出るようにということで、相当アメリカでは公判技術の一つになってるぐらいのものなんです。

ただ、日本は今どういうふうにやってるかということ、忌避の申立てをすることはほとんどないと思います。

委員 アメリカの忌避の制度が日本で妥当性があるのかどうかというのは非常に疑問でして、私は、これは省いたほうがいいんじゃないかと思ってるぐらい、率直に言わせて、この制度は要らないと思います。

委員長 私の経験でもほとんど行使される方は少ない、あっても一人とか二人とかいうことが多いです。

委員 名簿の登載者は前橋地方裁判所の中でも3,300名で、記載されたことの通知も結構出てるんだなと思ったんですけど、身近でそういう人は聞いたことなかったの、意外と多いんだなと思いました。また、自分自身が選任された場合、本当に正しい判断ができるのかどうか、また不安に思うだろうなと思ったんですが、今日、実際に法廷を傍聴させていただいて、身近にいるような方が席に座っていらっしゃったので、何となく感覚は少し変わってきたかなという感じはしました。

それで、18歳、19歳まで引き下げられるということなんですけど、私自身も大した人生経験は積んでいませんけど、そういう正しい判断ができるのかどうかって不安の中で、その年齢の方は余計に不安に思うんじゃないかなと感じています。

それと、裁判員裁判の場合は刑事事件の重い事件を扱うと聞いていますので、メンタル的に厳しいようなものもあるんじゃないかなという気がしています。ですので、前後、何かフォローするような仕組みはあるのか聞いてみたいと思います。

説明者 刑事裁判ですので、なかなか精神的につらいと感じる方もいらっしゃるかもしれません。

まず配慮の一つとして、例えば人がお亡くなりになった事件でも、御遺体の写真とかは必要がなければ見ていただかない、どうしても必要があるものについては見ていただくことはあり得ますけれども、そういう場合でもイラストにするとか、なるべく御負担のない範囲、形でお願いしています。

一般的な精神的負担の関係ですけれども、メンタルヘルスサポートという外部の業者に委託して、御心配などがありましたらこちらというような専門家の窓口も用意してあります。裁判員が終わった後でも使えることになっております。

それとは別に、評議の場も、精神的な負担を感じながらやると疲れますので、1時間に1回ぐらい休憩を取ったり、なるべく御負担にならないようには努力しているところでございます。

あと、裁判員裁判、広く国民の皆様のお話をお伺いして、いろんな角度から判断していこうという制度です。若い方は若い方なりの見え方がきつとあると思っておりますので、若い方なりの御意見を言っていただければ十分だと思っております。

説明者 最近、SNSを使った犯罪が多いんですけれども、若年の方はそれに慣れているということもありますので、その方々の意見もとても有益になることがあります。若い方にも広く参加していただきたいと思っています。

委員 私なんかが正しく判断できるかどうかという不安があるとおっしゃったと思うんですけども、むしろ我々としてはそういう方に審理に臨んでいただきたいと思っています。

例えば検察官にしても、証拠を検討して、もしかしたら犯人じゃないんじゃないかとか、もしかしたら知らなかったんじゃないかとか、そういう疑いを心の中でどこかに持ちつつ捜査をして、「いや、けども、ほかのこういう証拠から、本人は否認してるけれども、やっぱりもうこれは疑い得ないよね」という段階、これは合理的な疑いを超えるといいますが、そういうときに起訴をするというのが我々のスタンスです。裁判官も「いや、もしかしたら検察官の言ってることは違うんじゃないか」とどこかで思っていて、けれども、法廷に現れる証拠とか、あるいは被告人の弁解を聞いて、「いや、やっぱり被告人が犯人であることは疑い得ないな」とならないと有罪にはいけないということになっています。それが健全な刑事裁判であって、健全な社会常識に照らして、これが事実だというふうに確信できて初めて有罪になるというのが刑事裁判なんです。

裁判員の方も「いや、俺は正しく事実認定できるんだ、初めから」という人はちょっとやっぱり危険じゃないでしょうか。ですので、むしろ最初、そういう不安を持って裁判に

臨んでいただくというのが健全な刑事裁判なのかなと思います。

委員 高校生の辞退の辞退の手続について2段階ということで、1月から3月までの高校に在籍している間と、4月以降の部分の話が出ていました。話を聞いて、なるほどと思って合点をしました。今日いただいた資料とかDVDとかにはその部分がなかったので、今後周知されていくといいと思いました。

高校生のサイクルを見ると、だいたい12月ぐらいまでに就職、専門学校、それから推薦は決まりますが、一般入試の子たちは1月から3月までが混沌としていて、その先が4月以降は群馬在住ではないというケースもかなり出てくると思います。選任手続の6週間前までのところでまた辞退の申出ができるということなので、ギリギリまで決まらなかった学生に対しては、そういった手続が何度もありますよ、だから大丈夫ですよという案内があると高校生は安心するかなと思いました。

委員 裁判員制度が始まる時には、テレビで裁判員制度についてPRされたりとか、いろんなところで取り上げられてたような気がします。最近どうなのかなというようなことで、私なんかも裁判所に足を運ぶというのはほとんど経験がなくて、例えばよく模擬裁判みたいな授業があったりしますよね。そういう形で経験して、たまには裁判所に傍聴に行こうとか、実際に見てみれば、印象が違うというところもあると思います。PRとか、あるいは教育にどんなふうに取り組んでいらっしゃるのか知りたいです。

委員長 もう15年ぐらいたちますので、今は制度自体のPRには力を入れてないというのが実情だと思います。国民の方にアンケートなど取ると、裁判員制度がある、あるいは自分が裁判員になる可能性があるということは、大体9割以上の方は知ってはいます。

学生向けのPRということで申しますと、4月に県内の全部の高校に、裁判所に来ていただいて職員と話をしたり法廷に座っていただいて裁判員制度を説明したりという企画をやっています、ぜひ応募してくださいという御案内を差し上げました。

また、高校に限らず、最近は小学校とか中学校の授業で取り上げていただくことも増えているようで、見学をしたい、あるいは裁判官や職員を派遣してもらって自分の学校で裁判の話の話を聞いてみたいというお申し出をいただいて、模擬裁判をやったり、説明をしたりしています。

委員 検察庁は、この3年間のコロナでほとんどPR活動ができなかったんですけども、また今年から高校、中学などに出向いて出前教室というのをやったり、刑事裁判に興味を持っていただいて、裁判員裁判に参加を促すような、取組がようやく従来どおりできるようになって

きました。

高校何校かにアタックしまして、そのうち半分くらいから受入可能というお返事をいただきまして、検察官が出向いてPR活動をする予定です。

委員 弁護士会でも、今日の上毛新聞を見ていただくと、中学生向けのサマースクールを開きますという記事が掲載されています。弁護士がそこでお話をして、裁判所に来て裁判を傍聴した後、模擬裁判をやって判決を出すというものです。裁判に対しての親しみを持ってもらおうというのがまず第一歩で、いきなり裁判員をと言われてもちょっとハードルが高いかなと思っています。

委員 手元に、「未来を切り拓く法教育」という、これは法務省の法教育推進協議会の教材があるんですけども、授業では、「公共」という授業が新しく入ってきて、こういった教材を使いながらやっていきたいと思いますという話があります。

高校はいろいろな「何とか教育」というのが多いです。消費者教育、金融教育とか、高校は受入をしたいけどなかなかできないというのが現状で、なるべくはやれるようにしたほうがいだろうと私は個人的には思っています。

高校には予算がないので、無料であることが非常にありがたいことと、手続が簡略、打合せで結構わずらわしいとちょっと引いちゃったりする部分もあるので、そういったところを考えながらやってもらうと非常にありがたいです。

委員 事前に送られたQRコードから最高裁のサイトにはすぐ行けたんですけども、裁判所のホームページからだ「裁判所」で検索をして、裁判所の情報公開とかデータとか、いくら見てもなくて、ずっと下へ行ったら「裁判員制度」というのがあって、分かりにくい場所にありました。そこは改善していただいたほうが良いなと思いました。

委員 日弁連に、法教育の担当委員会がありますので、最高裁判所とタイアップして、各都道府県の弁護士会から高校に派遣してもらうと広まると思います。

委員 DVDを見ましたが、体験者の方が非常に前向きに受け止めているので、見終わった後に、やってみようかなという感じはありました。

委員 私もやってみたいと思うんですけども、被告人やその関係者に、裁判員ってこの人なんだって分かるようになっていっているというのは改めて重いことだと感じました。例えば、整理番号で呼ぶという工夫でプライバシーに配慮しているというお話はあったんですけども、単純に姿形はそのまま見えているわけで、抵抗感が出てきても不思議ではないと感じました。

あと、守秘義務についてももちろん裁判員になって、話してはいけないことがあるのは理解

できるんですけども、裁判員になったという事実とか、あるいは裁判所に候補者として呼ばれるという事実自体をどこまでの範囲の人に言っているのかという決まりがあればお伺いしたいと思います。

説明者 まず裁判員を務めたこと、事件が終われば、務めたことを言ってもいいということになっております。その前には裁判員に選ばれていることを公にしてはならないということになっております。これは事件の関係者が万が一接触してくると困りますので、少なくとも判決を言い渡し終わるまでは公にしてはならないということです。もちろん仕事の都合とか、家族のためとか、そういう都合をつける点で必要な範囲ではおっしゃっていただいても構わないという整理がなされています。

委員 例えば大学生の場合、担当の教員に「選ばれているから公欠にしてくれ」と言うことは構わないけれども、自分の周りの友達とかに言うわけにはいかなくて、「何で休んだんだ」とか、「あいつは何やってるんだ」と言われたときはちょっと困るという感じですね。

説明者 そうですね。終わった後に、実はそうだったんだというように友達には言っていたかというのが基本かなと思っております。

委員長 本日いただいた貴重な御意見を活かして、若い層の方に周知してよく分かっていただけるように法曹三者で努めていきたいと思っております。

4 次回の開催期日及びテーマについて

未定（追って調整）